

宇陀市監査委員告示第 2 号

令和元年度第 1 回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

宇陀市監査委員 籠 谷 順 司

宇陀市監査委員 西 岡 宏 泰

1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 総務部 人事課、総務課
- (2) 市民環境部 市民課、環境対策課、人権推進課
- (3) 健康福祉部 厚生保護課、こども未来課、室生こども園
- (4) 大宇陀地域事務所地域市民課
- (5) 企画財政部 企画課
- (6) 建設部 平成榛原子供のもり公園

3 監査の期間及び対象

(1) 第1回定期監査

実施年月日	監査実施部署
令和元年11月19日（火）	総務部総務課、市民環境部環境対策課
令和元年11月20日（水）	健康福祉部こども未来課、健康福祉部室生こども園
令和元年11月22日（金）	大宇陀地域事務所地域市民課、市民環境部市民課
令和元年11月27日（水）	健康福祉部厚生保護課
令和元年11月28日（木）	建設部平成榛原子供のもり公園、企画財政部企画課
令和元年11月29日（金）	総務部人事課
令和元年12月16日（金）	市民環境部人権推進課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等に一部記入漏れが見受けられた。監査時に口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査では、備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、昨年度までの定期監査により指摘し、主管課である管財課指導の下、備品整理が進んでいることを確認した。しかし、一部施設の備品整理が実施されていないことを確認した。備品管理要綱第5条に基づき、備品台帳との早期照合を実施し、適切に管理されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア 不帰堂火葬場清掃委託について（環境対策課）

不帰堂火葬場の管理及び火葬業務とは別に清掃業務に係る委託契約を締結しており、火葬場の清掃業務については、大宇陀地域事務所にて大宇陀地域内の複数施設の清掃業務を一括で業者選定していることが確認できた。

事務等の効率性や経済性を考えると、火葬場に係る清掃業務と管理及び火葬業務を一括して委託するべきと考える。

検討されたい。

イ 公益社団法人シルバー人材センターとの委託契約について（大宇陀地域事務所）

公益社団法人シルバー人材センターとの委託契約書において、履行期間が記載されていなかった。宇陀市契約規則第20条により履行期限又は期間の記載は必要である。

契約規則に基づく事務となるよう改善されたい。

ウ 宇陀地区出身戦没者追悼式に係る祭壇設営業務委託料について（厚生保護課）

宇陀郡市町村会とは宇陀市、曾爾村、御杖村のことであり、宇陀市長が宇陀郡市町村会の代表と示す記録等が確認できないため、本委託業務に係る契約者が宇陀市長であることに違和感がある。団体規則の整備を行い本追悼式の実施にあたり、必要な要綱などを作成し、祭壇設営業務に係る委託契約を結ぶべきであると考えます。

検討されたい。

エ 公益社団法人シルバー人材センターとの契約について（公園課・平成榛原子供のもり公園）

草刈業務、剪定業務、日常管理業務を分けて契約締結していることが確認できた。

その年によって時期やエリアは変化するため、年契約が厳しいとの回答であったが、今後の事務等の効率性を考え、一括して契約することを検討されたい。

オ 平成榛原子供のもり公園バーベキュー用下網取替修繕について（公園課・平成榛原子供のもり公園）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号を根拠に随意契約を締結し、複数回修繕している事案が確認できた。

年間契約等の検討を行い、迅速な対応と事務の効率化を検討されたい。

(2) その他の事務について

ア 備品の管理について

（総務課、環境対策課、こども未来課、大宇陀地域事務所、企画課、人事課、人権推進課）

現在の備品の管理状況を把握するため、備品台帳の管理状況を確認したところ、今回の監査対象部署において、備品台帳の整理が完了していないことを確認した。また、全く未着手の施設も確認している。

本年度までの定期監査報告指摘事項であり、その管理については、宇陀市財産規則及び宇陀市備品管理要綱に基づき、公金同様、厳格に管理する必要がある。

備品の管理を適切に行われたい。

また、備品の確認方法については、統一的なマニュアルがないため、部署によって管理方法に差があると考えます。

備品の確認方法に係る統一的なマニュアルを検討されたい。

イ 現金保有状況及び管理状況について（大宇陀地域事務所）

つり銭など現金の取扱い状況を把握するため、つり銭用資金交付台帳を確認したところ、宇陀市つり銭用資金取扱要綱に基

づき、現金管理に努められていた。

しかし、課長による照合が一部実施されていないことを聞き取りから確認することができた。

金庫保管を含め、明確な現金管理に努められたい。

ウ 平成榛原子供のもり公園の利用に係る分析について(公園課)

平成榛原子供のもり公園の利用状況などを把握するため、モニタリング資料を確認し、関係職員より聞き取りを行った。

利用者数の減少は、利用料の減収につながっており、利用者ニーズの調査や費用対効果の検証を行い、今後の平成榛原子供のもり公園の方向性を検討されたい。